

2024年7月26日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2024年7月25日から大雨の影響により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【秋田県】 横手市 湯沢市 由利本荘市 大仙市 にかほ市 仙北市 仙北郡美郷町 雄勝郡羽後町 雄勝郡東成瀬村	2024年 7月25日	災害救助法施行令 第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
<p>【山形県】</p> <p>鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 村山市 尾花沢市 最上郡金山町 最上郡最上町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村 東田川郡庄内町 飽海郡遊佐町</p>	<p>2024年 7月25日</p>	<p>災害救助法施行令 第1条第1項 第4号適用</p>

以上